

消費生活センターについて

あなたは、日々の消費生活で
悩むことはありませんか？



- 訪問販売（リフォーム工事、床下・屋根の点検など）、電話勧誘販売（訪問購入、健康食品、光回線サービスなど）、催眠商法、インターネットショッピングなど、悩んだら…**契約をする前に！**
- 契約後、困ったことが起きたら…
- 自分だけで判断するのが難しいと感じたら…

消費生活センター に相談しましょう！

消費生活センターや消費生活相談窓口では、消費生活に関する様々な相談や苦情を受け付けています。消費者トラブルに巻き込まれたときはもちろん、トラブルになっていない場合でも、契約をする前に分からないこと、不安なことがあれば、気軽に相談してみましょう。

電話での相談のほか、相談窓口で消費生活相談員と会って相談することもできます。**相談は無料で、相談する方の秘密は守られます。**

専門の知識・経験のある消費生活相談員が、あなたのお話を聞きながら、トラブル解決のお手伝いをしてくれます。



契約をする前に相談を！！

消費生活センターについて

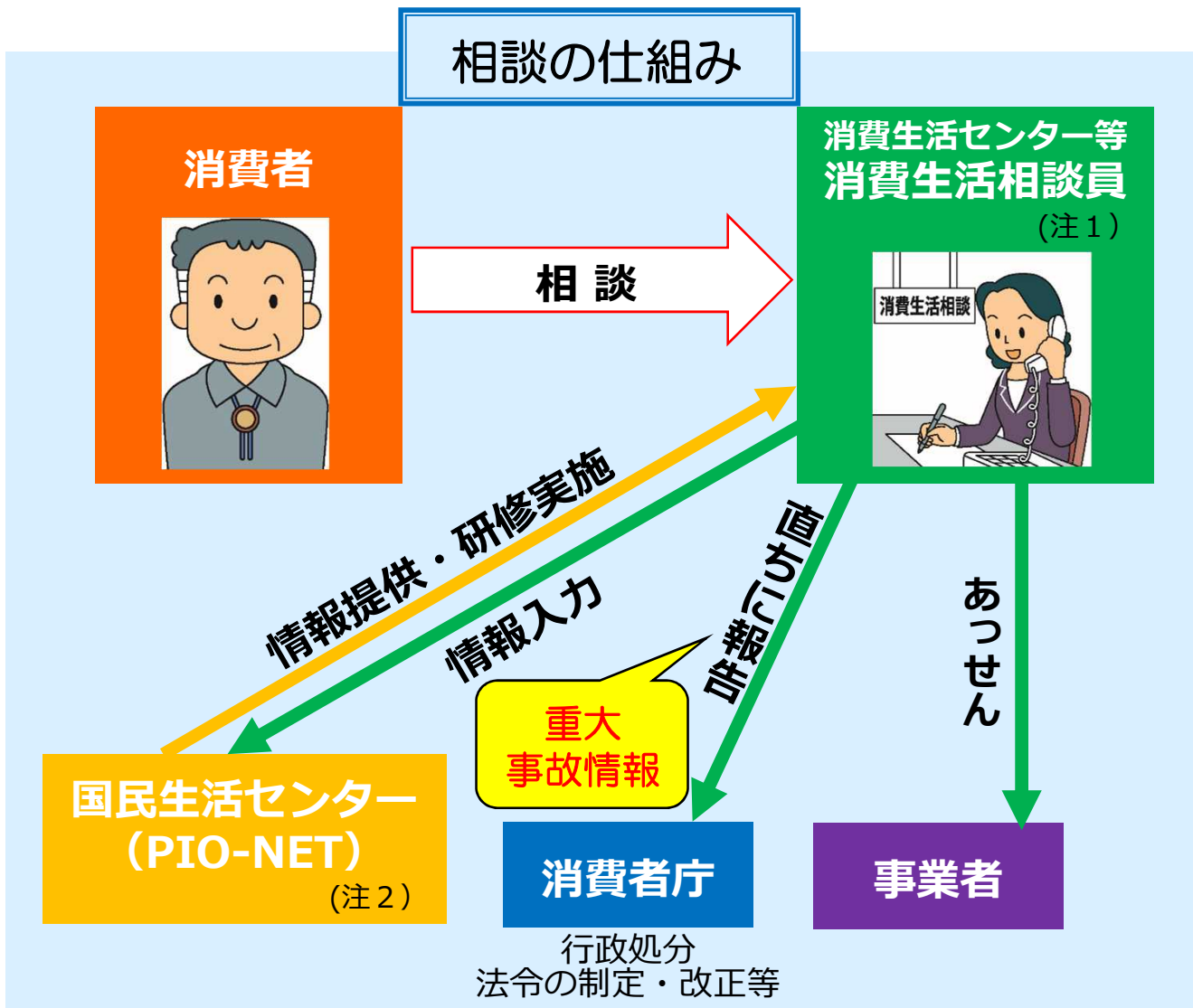
消費生活センターとは？

消費生活センターとは、地方公共団体が運営する**消費者のための相談、あつせん業務を行う機関**です。

全国855か所に設置されており、3,438人の消費生活相談員が配置されています（平成30年4月1日現在）。

※国民生活センターのウェブサイトから全国の消費生活センターを検索することができます。

(<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>)



(注1) 国民生活センター等の登録試験機関が実施する消費生活相談員資格試験の合格者又はそれと同等以上の専門知識・技術を持った者

(注2) 全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談情報を収集するシステム